第五十七条の四中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の四の二　連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。）」とする。

第五十七条の五第二項中「障害児施設給付費等」を「障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等」に改める。

第五十九条の五第一項中「第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章　国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第五十六条の五の二　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一項（第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託を受けて行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受けて行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払に関する業務を行う。

第五十六条の五の三　連合会が前条の規定により行う業務（次条において「児童福祉法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めをすることができる。

第五十六条の五の四　連合会は、児童福祉法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第六章　審査請求

第五十六条の五の五　市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条の二から第六十三条の三の二までを削る。

第六十三条の四中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条を第六十三条の二とし、第六十三条の五を第六十三条の三とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び精神科病院」を「、精神科病院及び精神科救急医療体制」に、「第三節　精神科病院（第十九条の七―第十九条の十）」を「第三節　精神科病院（第十九条の七―第十九条の十一）」に改める。

第四条第一項中「又は社会適応訓練事業を行う者」を削り、「運営し、又はその事業を行う」を「運営する」に改め、同条第二項中「、医療施設」を「及び医療施設」に改め、「及び社会適応訓練事業を行う者」を削る。

第四章の章名中「及び精神科病院」を「、精神科病院及び精神科救急医療体制」に改める。

第十九条の四に次の一項を加える。

3　指定医は、その勤務する医療施設の業務に支障がある場合その他やむを得ない理由がある場合を除き、前項各号に掲げる職務を行うよう都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応じなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第四節　精神科救急医療の確保

第十九条の十一　都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2　都道府県知事は、前項の体制の整備に当たつては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

第四十七条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

第四十九条第一項中「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた」及び「又は精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）」を削り、「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改め、同条第二項及び第四項中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

第五十条及び第五十一条　削除

第五十一条の四中「障害福祉サービス事業等」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第五十一条の十三第一項中「含む。）」の下に「、第十九条の十一」を加える。

第七条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ため」の下に「、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）、同条第十七項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに」を加える。

第六条第二項第五号中「第二十二条第二項」の下に「又は第五十一条の七第二項」を加え、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同項第六号中「第二十六条第一項」の下に「又は第五十一条の十一」を加える。

第二十二条の二中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）」を「障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは障害者自立支援法第五条第十七項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）」に改める。